

日野市



クリーンセンターだより

発行：日野市クリーンセンター ☎ 042-581-0444 FAX 042-586-6606



～公害防止及び周辺住民の健康と生活環境の保全を図ることを目的とした協定です～ 環境保全協定検討委員会を開催します！！

協定の締結に向け、環境保全協定検討委員会を開催し検討を進めています。

次の委員会では、協定に関して寄せられた意見や意見を反映した協定案を議題として行く予定です。

ご意見の際は当組合までお願いします。

なお、これまでの配布資料などは、当組合ホームページでご覧になれます。

(<https://cms.upcs.jp/asakawa/index.cfm/7,0,47,html>)

開催日 令和3年3月13日（土）午前10時から11時30分まで
会場 浅川清流環境組合 可燃ごみ処理施設 601 会議室

委員会はどなたでも傍聴することはできますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、先着20名とさせていただきます。ご理解とご協力をお願いいたします。



環境保全協定
検討委員会

問い合わせ先 浅川清流環境組合 事業課

〒191-0021 東京都日野市石田一丁目210番地の2

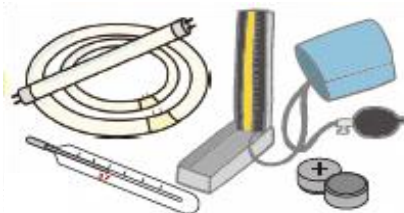
電話：042-506-2923 FAX：042-589-0545

電子メール：kawasemi@asakawaseiryu.jp

ごみの分別の徹底をお願いします！！

公害防止基準値（排ガス中の水銀濃度）の一時的な超過が、昨年の6月、7月に続き、令和3年1月31日に発生しました。今回、短時間で事態が収束しましたが、水銀含有物が可燃ごみに混入することが無いようごみの分別の徹底をお願いします。（状況等について、裏面及びホームページをご参照ください。）

なお、ご家庭で眠っている水銀含有製品がありましたら、「有害ごみ」で出していただけますようご協力をお願いします。



公害防止基準値の
一時的な超過について

公害防止基準値の一時的な超過に関するお問い合わせ 浅川清流環境組合 事業課 506-2029

ごみの分別や出し方などに関するお問い合わせ クリーンセンター ごみゼロ推進課 581-0444

クリーンセンター連絡協議会を開催しました！

- 開催日 令和3年2月17日（水）午後6時30分から
- 会場 プラスチック類資源化施設 多目的室
- 次第
- ・プラスチック類資源化施設、可燃ごみ処理施設運転状況
 - ・環境定点測定について
 - ・環境保全協定締結に向けて
 - ・水銀測定値が公害防止基準値を一時的に超過した件について
 - ・次期可燃ごみ処理施設建設に向けたスケジュールについて



クリーンセンター
連絡協議会

出席自治会 新石自治会、新井自治会、落川上自治会、百草園団地自治会、百草園自治会

当日配布資料は市HPに掲載しています。HPのID「1010362」で検索してください

会議要点録は作成できましたら、上記HPに掲載します。

組合ホームページより抜粋

浅川清流環境組合の定める公害防止基準値の一時的な超過について

浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設において、2号焼却炉の排ガス中水銀濃度が、一時的に当組合の定める公害防止基準値（ $50\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ ）を超える事態が発生しました。

今回、短時間で正常な数値に復帰したため、当組合の定める停止の基準^{*1}には至らず、適切な操作により事態が現在収束いたしました。今後、再発防止に向けて、日野市・国分寺市及び小金井市に対し、市民、事業者などへ適切なごみの出し方の指導、啓発の徹底を再度要請してまいります。今回の経緯については下記のとおりです。

記

1. 発生経過及び対応

令和3年1月31日（日）11時頃 煙突入口水銀濃度上昇・水銀除去のため、活性炭の増量操作

11時00分 煙突入口水銀濃度 $6\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ （1時間平均値）

12時00分 煙突入口水銀濃度 $170\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ （1時間平均値）

13時00分 煙突入口水銀濃度 $43\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ （1時間平均値）

14時00分 煙突入口水銀濃度 $29\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ （1時間平均値）

15時00分 煙突入口水銀濃度 $22\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ （1時間平均値）

16時00分 煙突入口水銀濃度 $17\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ （1時間平均値）

2. 原因

可燃ごみ中への水銀混入。

3. 周辺の生活環境の被害の状況

今回の一時的な基準値超過においては、短時間で事態が収束しているため、周辺地域に環境汚染や健康被害を生じることはありません。

なお、法令の排出基準は、環境中を循環する水銀の総量を地球規模で削減するという観点から設定したものであることから、排出基準を超える水銀等が排出されたとしても直ちに地域住民に健康被害を生じるものではありません。